



村外学生生活応援 給付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、帰省の制限等、様々な影響を受けた村外に居住する大学生等を応援するため、対象学生に対し、予算の範囲内において村外学生生活応援給付金を支給します。

●対象者

次の①～④のすべてに該当する方

- ①令和2年9月1日(基準日)の時点で大学等(大学(大学院、短期大学を含む)、高等専門学校(学科4年生または5年生)および専修学校(専門課程のみ))に在籍し、申請時において引き続き大学等に在籍している方
- ②基準日時点で賃貸住宅等に居住し、申請時において引き続き賃貸住宅等に居住している方
- ③平成14年4月1日以前の生まれである方
- ④当該学生の父母等が基準日時点に村内に住所を有し、申請日において引き続き村内に住所を有する方

●申請期限 1月25日(月)

※窓口にて提出される場合は、午前9時～午後5時の間に来館していただくようお願いいたします。
(土曜・日曜および祝日を除く)

●必要事項

申請書(教育課窓口にて受領または村公式ホームページからダウンロードできます。)

※添付書類として次の①～④が必要です。

- ①学生証の写し
- ②申請者本人(学生)の公的医療保険証の写し
- ③通帳の写し(振込口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が分かるもの)
- ④申請者本人が村外(賃貸住宅等)に居住していることを確認できる書類(賃貸住宅の契約書(契約期間が令和2年9月1日から申請時点までの期間を含むもの)、条件を満たす契約書がない場合は、村外居所の公共料金の検針票または請求書(令和2年9月分と直近のもの))

●給付金額

1人につき5万円
(家賃1万円/月×5ヶ月)

●問合せ先

中央公民館内教育課

すこやか商品券・ いきがい商品券は 早めのご使用を

令和2年9月に、自らの健康を維持している65歳以上の方へ『すこやか商品券』、また令和2年11月に、65歳以上の方へ『いきがい商品券』を送付しました。

使用期限が近づいておりますので、お早めにご使用ください。

●使用期限

2月28日(日)

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課



寄付を頂きました

詐欺被害等を未然に防止するため、飛鳥郵便局と共に企画した「詐欺被害等注意喚起年賀はがき」を、本村の新政成にある「丁U愛知」様から寄付していただきました。

寄付していただいた年賀はがきは令和3年元旦に配達されております。

特定期間(受取地域指定)

飛鳥村にお住まいの皆様へ
明けましておめでとうございます

詐欺事件が多発しています
被害に遭わないよう、ご家族で
お話し合いをしましょう
飛鳥村防犯協会

～安心して暮らせる飛鳥村を目指して～
地域の安全をお祈りいたします
このはがきは、協会の取組・特約詐欺被害防止のため
無償で配布の取組とさせていただきます。

【協賛企業】
愛知県下、約600社の企業が加盟
愛知県中会自衛隊地区防犯協会
愛知 愛知 愛知 愛知 愛知 愛知 愛知 愛知 愛知 愛知
各都道府県防犯協会等が加盟

家に来ても
キャッシュカード
クレジットカード
を
すり替えたり・盗ったり
する犯罪が増えています

怪しい電話にご用心!

役所・税務署ですが、
還付金があります。
A.T.Mへ
行ってください。

オレオレ!
携帯電話を
なくしちゃって...

警察ですが、
あなたの口座が
犯罪に
使われました。

不審に思ったら
蟹江警察署 0567-95-0110
このハガキを電話の近くに置いてください。

●問合せ先

総務部総務課

障害者・特別障害者 控除の認定書について

高齢者については、所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方等のほか、身体障害者に準ずる方等として飛島村長の認定を受けている方（要介護認定1以上）についても状態によっては控除対象者とするとしています。（本村の介護保険被保険者に限りません。）

対象者の方には、1月中旬に障害者控除対象者認定書を送付します。（申請手続きは不要です。）

障害者控除対象者認定書の交付については、すこやかセンター内福祉課・介護保険係へお問合せください。

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課

保険税(料)納付状況の お知らせを送付します

確定申告などの際、前年の1月から12月末に納付した国民健康保

険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、社会保険料控除の対象です。次の方には、1月中旬に保険税(料)の納付状況のお知らせを送付します。

●国民健康保険税

保険税を納付した世帯主の方に「国民健康保険税納付済額確認書」を送付します。

●後期高齢者医療保険料

●介護保険料

普通徴収（口座振替・納付書払い）で保険料を納付した方に「後期高齢者医療保険料納付額確認書」「介護保険料納付額確認書」を送付します。特別徴収（年金からの引き落とし）の方は、1月中旬に日本年金機構などの年金保険者が送付する「公的年金等の源泉徴収票」に保険料が記載されています。

●問合せ先

【国民健康保険】

【後期高齢者医療】

民生部住民課

【介護保険】

すこやかセンター内福祉課

新成人の皆さん

20歳になると 国民年金に加入します

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万一」にも国が責任を持つてサポートする公的年金制度です。

義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

加入の手続き

国民年金の加入について、手続きは不要です。

保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納になっていると、

「万一」のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障がいが残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取れなくなることを防止するための制度です。

そのほかに、経済的な理由等により保険料の納付が困難な方のために「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

●問合せ先

民生部住民課





つくってみよう マイナンバーカード

マイナンバーカードがあれば・・・



①公的な身分証明書として使えます

券面に顔写真が入るので、免許証等と同様に身分証明書として使うことができます。

②健康保険証として利用できるようになります

3月(予定)から医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを専用機械にかざすだけで資格確認ができるようになります。

※健康保険証として利用するためには事前にマイナポータルから登録が必要になります。また、医療機関や薬局に機器が設置されていない場合は利用できません。



③オンライン(e-Tax)で確定申告ができます

カードに電子証明書を搭載すれば
インターネットを利用して確定申告ができます。

受け取りまでの流れ

- ①ご自身で申請
スマートフォン・パソコン・郵送や証明写真機で申請ができます
- ②自宅にはがきが届く
- ③電話予約をして住民課窓口に取り取りに来る
(本人限定)



●問合せ先

マイナンバーカードに関すること
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

マイナンバーカード受け取りや予約に関すること 民生部住民課